

議案第 72 号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例（平成 2 年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第 1 項」を「令第30条の16第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「住民基本台帳法」を「法」に改め、同項第 2 号中「若しくは」を「、旧氏又は」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第 5 号を削り、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第10条第 1 項中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記

録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)」を加える。

第12条第3号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を、「名」の次に「（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

つくば市印鑑条例（平成2年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条（略） （登録を受けることができる者） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>）に基づき、つくば市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者でなければならない。ただし、年齢15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。 （登録を受ける印鑑の制限） 第3条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項</u> <u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（<u>法</u> <u>第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非</u>漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとするものを除く。 (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称</u>以外の事項を表しているもの。ただし、当該者の印であることを表示する文字については、この限りでない。 (3)－(7)（略） 第4条・第5条（略）	第1条（略） （登録を受けることができる者） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号<u>（以下「法」という。）</u>）に基づき、つくば市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者でなければならない。ただし、年齢15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。 （登録を受ける印鑑の制限） 第3条（略） 2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名<u>（以下「氏名」という。）若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名（若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非</u>漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとするものを除く。 (2) 職業、資格その他氏名若しくは<u>通称</u>以外の事項を表しているもの。ただし、当該者の印であることを表示する文字については、この限りでない。 (3)－(7)（略） 第4条・第5条（略）

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影及び次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名 及び 当該通称)

(4) (略)

(5)-(7) (略)

2 (略)

第7条—第9条 (略)

(登録事項の修正)

第10条 印鑑登録者は、氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称) 又は住所に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2-4 (略)

第11条 (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録原票を消除しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏 (氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。)

(印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影及び次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (_____ 外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名 及び _____ 通称)

(4) (略)

(5) 男女の別

(6)-(8) (略)

2 (略)

第7条—第9条 (略)

(登録事項の修正)

第10条 印鑑登録者は、氏名 _____
_____ 又は住所に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2-4 (略)

第11条 (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録原票を消除しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏 _____

又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) が変更されたため、登録印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当することになったとき。

(4)-(6) (略)

第13条 (以下略)

又は名 _____ が変更されたため、登録印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当することになったとき。

(4)-(6) (略)

第13条 (以下略)